

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 12 7 14 21 28 先負	1 8 15 22 29 2 9 16 23 30 3 10 17 24 31 仏減 文化の日	4 11 18 25 大安	5 12 19 26 赤口	6 13 20 27 先勝	7 14 21 28 友引	1 8 15 22 29 友引
9 16 23 30 仏減	10 17 24 31 大安 10月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (10月雇入分)	11 18 25 赤口	12 19 26 先勝	13 20 27 友引	14 21 28 先負	15 22 29 仏減
16 23 30 大安	17 24 31 赤口	18 25 先勝	19 26 友引	20 27 仏減	21 28 大安	22 29 赤口
23 30 先勝 勤労感謝の日	24 31 友引 振替休日	25 先負	26 仏減	27 大安	28 赤口	29 先勝
30 友引						

11月の税務と労務

税務

- 10月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 →11月10日(月)まで
- 9月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では12月1日(月))まで
- 3月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では12月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち12月・3月・6月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では12月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち8月・9月決算法人(申告期限延長の場合は7月・8月・9月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では12月1日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月雇入分) →11月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の10月雇入・離職分) →12月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分) →12月1日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

税務上の扶養親族等と協会けんぽの被扶養者

令和7年10月1日から協会けんぽの19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く)に係る認定要件について、年間収入が130万円未満から150万円未満へと変更されました。税務上の扶養親族等と協会けんぽの被扶養者は範囲が異なり、ここでは所得判定・収入判定の差異を説明します。

【税務上の扶養親族等(暦年所得基準)】

所得税上の扶養親族(特定親族)となるのは、原則その年の12月31日の現況で「年間の合計所得金額が58万円以下(特定親族は58万円超123万円以下)」です。なお、その場合でも「青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度でも給与の支払を受けた人、白色申告者の事業専従者」等は対象外です。

【協会けんぽの被扶養者(以後1年収入基準)】

協会けんぽの被扶養者となるのは、認定対象者の年収が原則130万円未満(19歳以上23歳未満は150万円未満、60歳以上等は180万円未満)である人です。この年収は、過去の年収ではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の1年間の見込収入額のことをいいます。ただし、19歳以上23歳未満の年齢要件については、その年の12月31日現在の年齢で判定するという点に注意が必要です。

なお、詳細や最新情報は国税庁・厚生労働省・日本年金機構・協会けんぽのホームページをご確認ください。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 令和7年分年末調整事務の留意点

税理士 磯山 仁志

Q 令和7年分の年末調整について、従来からの変更点がありますか？

A 令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正により、令和7年12月に行う年末調整に変更が生じます。

基礎控除・給与所得控除の引上げ

基礎控除については、次のとおり合計所得金額に応じて控除額が改正されました。

合計所得金額	令和7年分控除額	改正前控除額
132万円以下	95万円	48万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

また、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	令和7年分控除額	改正前控除額
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		収入金額×30%＋8万円

給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

令和7年分の月次の給与源泉徴収事務では改正前のそれぞれの控除額に基づく源泉徴収税額を徴収していますので、年末調整にて改正後の控除額で再計算し、差額精算することとなります。そのため、一般的には例年より年調還付額が大きくなる従業員が多くなると見込まれます。

特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

※ 特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（収入が給与だけの場合は、その年中の収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

特定親族特別控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に代えて、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」が設けられました。特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、特定親族の合計所得金額の見積額を把握し、給与の支払者に当該申告書を提出する必要があります。

扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	令和7年分	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

給与所得控除の最低保障額の引上げと相まって、これまで給与収入金額が103万円以下とされていた扶養親族や同一生計配偶者の要件が、給与収入金額123万円に引き上げられていることに留意してください。